

塩尻市子育て支援 ショートステイ事業のご案内

～ ご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になったとき、
児童福祉施設でお子さんのお世話をします ～

対象となるお子さん

市内に居住する18歳未満の児童



こんなときに（保護者の様子）

- (1) 疾病にかかり、又は負傷しているとき
- (2) 妊娠中又は出産後間がないとき
- (3) 同居の親族を看病しているとき
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっているとき
- (5) 冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事に参加するとき
- (6) 育児の疲れ、慢性疾患児の看病の疲れ、育児不安の状態であるとき

利用期間

連続6泊7日以内

利用施設

松本児童園(松本市島内)、松本赤十字乳児院(松本市元町)、
木曾ねざめ学園(木曾郡上松町)、つつじが丘学園(岡谷市川岸上) ※市と委託契約済施設です

申請方法

市家庭支援課へお電話ください。相談員が相談に応じ、申請書類についてご説明します。

利用方法

利用決定後、保護者が施設と連絡をとり、送迎を行ってください。

利用料金

1泊あたり

2歳未満児 5,350円

2歳以上児 2,750円

利用料金は施設へ直接お支払いください。

※ 生活保護世帯、母子家庭、父子家庭、市民税非課税世帯のかたは利用料が軽減されます。
詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先
塩尻市大門七番町3番3号（塩尻総合文化センター内）
塩尻市こども教育部 家庭支援課 家庭支援係
電話 0263-52-0280 内線 3183